

ときわ会ゴルフクラブ会則

(平成 25 年 12 月 11 日現在)

- 1(名称) このクラブの名称は ときわ会ゴルフクラブ と称する。
- 2(目的) このクラブの目的は ときわ会会員で ゴルフをこよなく愛する有志により構成され、会員相互の親睦と健康の増進を計ることを目的とする。(以下クラブ員の呼称は会員と称する)
- 3(入会)ときわ会会員で 入会希望を連絡幹事に伝えたものは 会員とする。
- 4(役員) このクラブの役員は 連絡幹事(ときわ会世話人を兼ねる)世話人担当幹事 会計担当幹事 記録担当幹事 忘年会担当幹事 活動展担当幹事及び会計監査とする。
 - (1) 役員選出は互選とし、任期は 2 年とする。ただし 再選は妨げない。
 - (2) 連絡幹事は 1 名とし、クラブ全般の運営を掌り、他の役員を指名することができる。
 - (3) 各大会の 2 位は 活動展担当幹事、3 位は忘年会担当幹事とする。各担当のリーダーは初回に決定した者とする。
- 5(年会費)このクラブの運営会費は 年会費をもって充当する。
 - (1) 年会費の期間は 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日とする。次年度会費の納入期限は前年の 1 2 月末とする。
 - (2) 年会費は 2 0 0 0 円とし、9 月 1 日以後の新入会員については 該当年に限り 1 0 0 0 円とする。
 - (3) 年会費は返還の申し出があっても返還しない。
- 6(会計帳簿)会計帳簿・証憑等の保管期間は 3 年とする。
- 7(大会)このクラブの大会は 年 4 回以上開催する。大会は平日に開催する。
 - (1) 次の大会の幹事は、大会の優勝者及びブービー者とし、必要に応じて増員することができる。
 - (2) 大会開催費用 ハンディキャップの決定については別に定める。
- 8(会則の改正等)この会則の改正等は 大会後の懇親会 総会・忘年会において会員の同意を得て行うことができる。 以上